

○東京理科大学実験動物飼養保管施設及び動物実験室の設置に関する規程

平成19年2月14日

規程第11号

改正 平成22年3月19日規程第38号

平成24年2月29日規程第12号

平成24年4月23日規程第89号

平成25年3月27日規程第52号

平成25年6月28日規程第125号

平成26年10月3日規程第167号

平成27年8月6日規程第162号

平成29年1月31日規程第5号

平成30年3月30日規程第82号

平成31年3月28日規程第41号

(目的)

第1条 この規程は、東京理科大学動物実験指針(以下「指針」という。)に基づき、東京理科大学(以下「本学」という。)の学部、研究科、生命医科学研究所及び総合研究院(以下「学部等」という。)において、動物実験の実施時に使用される実験動物の飼養保管施設及び動物実験室(以下「施設等」という。)の設置申請に関し、動物愛護並びに動物実験施設及び施設管理体制の整備の観点からこれを審査し、承認を与えることにより、適正な動物実験の実施に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学において、哺乳類、鳥類及び爬虫類動物の実験動物を飼養保管する施設等の設置に関するすべての行為を対象とする。

(承認、申請等)

第3条 施設等を設置する場合、施設管理責任者又は研究室、実験室等の管理責任者(以下「施設管理責任者等」という。)は、飼養保管施設設置承認申請書又は動物実験室設置承認申請書に必要事項を記入の上、所属学部等の動物実験運営委員会(以下「運営委員会」という。)に提出し、記載内容が施設ごとに定める実験動物施設使用規則に適合することの確認をあらかじめ得た後、所属する部局等の長を経て、本学の学長(以下「学長」という。)へ当該施設等の設置計画の承認申請を行うものとする。

- 2 施設管理責任者等は、学長が承認した設置計画に変更が生じた場合は、前項に定めた手続に準じて施設等設置計画変更申請書を提出しなければならない。
- 3 施設管理責任者等は、施設等の使用を終了又は中止した場合には、施設等利用終了・中止報告書を学長に提出しなければならない。

(設置計画の審査及び承認)

第4条 学長は、前条に規定する飼養保管施設設置承認申請書、動物実験室設置承認申請書又は施設等設置計画変更申請書が提出された場合には、その適否について、東京理科大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)に諮問する。

- 2 委員会は、学長から諮問のあった当該申請について、次の事項への適否について、調査及び審査をする。
 - (1) 設置目的が明確であるか否かについて

- (2) 指針に定める設置要件を満たしているか否かについて
- (3) 関連法規、基準等に準拠しているか否かについて
- 3 前項の場合において、適切な措置が施されていないときは、委員会は施設管理責任者等から事情を聴取し、その結果を学長に報告しなければならない。
- 4 前項に規定する報告を受けた学長は、実験目的を損なわずに倫理的な動物実験が行われるよう設置計画の変更について指導しなければならない。
- 5 学長は、委員会での審査結果に基づき、申請のあった設置計画に係る承認の可否を決定するものとする。この場合において、承認したときは、学長は当該設置計画に承認番号を交付するものとする。
- 6 学長は、前項に規定する決定を行ったときは、当該施設管理責任者等に対し、設置承認申請等審査結果通知書により、速やかに通知するものとする。

(設置状況の調査)

第5条 委員会は、学長からの諮問を受けて、施設等が当該設置計画どおり設置されているかについて、調査及び実験の継続の可否を含む指導を行うことができる。

(書類の保管)

第6条 飼養保管施設設置承認申請書、動物実験室設置承認申請書その他の関係書類は、原本を管財部環境安全管理課野田環境安全管理室が保管し、その保存期間は5年とする。

(申請書等の様式)

第7条 飼養保管施設設置承認申請書、動物実験室設置承認申請書、施設等設置計画変更申請書、施設等利用終了・中止報告書及び設置承認申請等審査結果通知書の様式は、委員会の議を経て学長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃については、委員会の議を経なければならない。

(事務処理)

第9条 委員会に関する事務は、管財部環境安全管理課野田環境安全管理室において処理する。

附 則

この規程は、平成19年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成26年10月3日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年8月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則
この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成31年4月1日から施行する。